

# 公益社団法人日本青年会議所

## 理事会構成メンバーの役割と責任について

### **【1】日本青年会議所 理事会構成メンバーとしての心構え**

1. 青年会議所の理念を理解しすべての会員の規範となる。
2. 人として当たり前のことを当たり前に行う常識と秩序を持って行動する。
3. 発展的な議論を行い、率先して行動する。

### **【副会頭】**

#### **定款に基づく副会頭の職務について**

##### **◆公益社団法人 日本青年会議所 運営規則 第4条 3項**

副会頭は、会頭の指示のもとに第2項に定める会頭職務のうち

- (1) 本会の事業計画の立案及びその実施
- (2) 本会に関する長期計画の企画及び立案
- (4) 総務財政に関する一切の事務及び事務局の管理を行い、本会の事務を円滑ならしめる
- (5) 国際青年会議所及びその会議、並びに本会の対外的活動に対する一切の問題の処理の各号を分掌する。

##### **◆公益社団法人 日本青年会議所 運営規則 第4条 4項**

副会頭は、会頭を補佐して業務を掌理し、会頭に事故あるとき、又は欠けたとき、あらかじめ理事会において指名した順序によりその職務を代行する。

#### **副会頭の役割と責任について**

1. 会頭所信に基づき事業計画の立案を行い指揮・実行する責任がある。
2. 円滑な組織連携を実現するための連絡調整を率先する責任がある。
3. 担当するグループの事業実行における**総合的な責任**がある。
4. 担当グループ並びに担当地区の常任理事への**指導・管理の責任**がある。
5. 担当するブロックの各地会員会議所との関係の向上を務める責任がある。
6. 社業を発展させ青年経済人としての規範を務める責任がある。
7. 国際団体として民間外交を率先して行い諸外国との友好を深める責任がある。

## 【常任理事】

### 定款に基づく職務について

#### [会務担当常任理事]

##### ◆公益社団法人 日本青年会議所 運営規則 第4条 3項

会務担当常任理事は、会頭の指示のもとに第2項に定める会頭職務のうち

- (1) 本会の事業計画の立案及びその実施
- (2) 本会に関する長期計画の企画及び立案
- (4) 総務財政に関する一切の事務及び事務局の管理を行い、本会の事務を円滑ならしめる。
- (5) 国際青年会議所及びその会議、並びに本会の対外的活動に対する一切の問題の処理の各号を分掌する。

#### [地区担当常任理事]

##### ◆公益社団法人 日本青年会議所 運営規則 第4条 6項

地区担当常任理事は、会頭の指示のもとに担当する 地区内の会員会議所に対し責任と権限を有し、第2項に定める会頭職務のうち

- (3) 本会の組織を通じて、会員会議所の活動を育成 調整し、各地区・ブロックの連絡及び運営を円滑ならしめ、かつ充実拡大を図るを分掌する。

### 役割と責任について

1. 会頭所信に基づいた事業計画を十分に理解し遂行する責任がある。
2. 担当副会頭からの指導に対して理解し適時適切に対応する責任がある。
3. 円滑な組織連携を実現するための連絡調整の中心に立つ。
4. 担当するグループ・地区協議会の事業達成への**総合的な責任**がある。
5. 担当グループ・ブロック協議会の議長・委員長・ブロック会長への**指導・管理の責任**がある。
6. 担当する会議・委員会・ブロック協議会が各地会員会議所と協働するための連携を促進する責任がある。
7. 社業を発展させ青年経済人としての規範を務める責任がある。
8. 国際団体として民間外交を率先して行い諸外国との友好を深める責任がある。

## 【議長・委員長】

### 定款に基づく職務について

#### [議長・委員長]

##### ◆公益社団法人 日本青年会議所 運営規則 第14条

(1)定款第54条の規定(本会は、その目的達成に必要な事業を調査し、研究し、又は実施するために委員会、特別委員会及び会議[以下「委員会等」という]を設置する。)により設置される委員会の名称、その主たる業務及び委員数は、理事会で議決する。

(2)委員会を担当する委員長は、会頭が推薦し、理事会においてこれを選任する。

(3)委員長は、委員会を主宰する。

### 役割と責任について

1. 会頭所信に基づいた事業計画を十分に理解し実現に向けて行動する責任がある。
2. 担当常任理事からの指示指導に対し即座に解決に向けて行動する責任がある。
3. 円滑な組織連携を実現するために連絡調整に努め確実なコミュニケーションを行う。
4. 担当する事業の実施・検証・報告に対する責任がある。
5. 会議・委員会のメンバーに対し発展と成長の機会を提供する責任がある
6. 社業を発展させ青年経済人としての規範を務める責任がある。
7. 国際団体として民間外交を率先して行い諸外国との友好を深める責任がある。

## 【ブロック会長】

### 定款に基づく職務について

#### ◆公益社団法人 日本青年会議所 運営規則 第4条 7項

ブロック協議会会長は、ブロック協議会を代表し、そのブロックの所属する地区担当常任理事に協力してブロック内における本会の業務を統轄する。

#### ◆公益社団法人 日本青年会議所 運営規則 第29条 1項

ブロック協議会会長は、ブロック協議会を統轄するほか、次の職務を有する。

- (1) 第27条第1項に定める会議(役員会・会員会議所会議)の議長となる
- (2) ブロック大会が開催される場合にはその責任者となる
- (3) 本会当該年度の指針を直接会員会議所に伝えるためのブロック内会員会議所への公式訪問の実施及び公式訪問報告書の作成並びに報告書の地区協議会を通じて理事会への報告を行う。

### 役割と責任について

1. 会頭所信に基づいた事業計画を十分に理解し会員会議所へ普及する責任がある。
2. 担当常任理事からの指示指導に対し即座に解決に向けて行動する責任がある。
3. 円滑な組織連携を実現するために連絡調整に努め能動的にコミュニケーションを行う。
4. 会頭所信に基づいた事業計画を理解し地域に合わせた事業を実施する責任がある。
5. 会員会議所の発展と成長の機会が最大化するための支援と連携を行う責任がある
6. 社業を発展させ青年経済人としての規範を務める責任がある。
7. 国際団体として民間外交を率先して行い諸外国との友好を深める責任がある。